

クリエイトジャパン株式会社

(平成30年3月期)

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号又は名称	クリエイトジャパン株式会社
代表者名	代表取締役社長 堀川 貢司
所在地	東京都中央区銀座三丁目14番13号
電話番号	03-3543-8181(代)
許可年月日	平成29年1月1日
加入協会名	日本商品先物取引協会 日本商品委託者保護基金

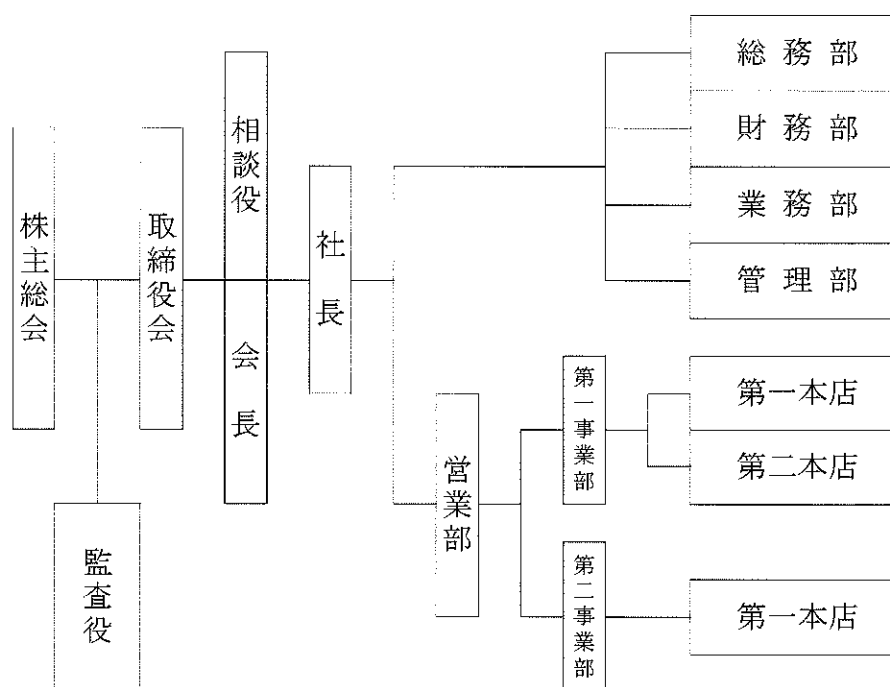
会社の沿革

年月	概要
平成17年8月	東京都中央区銀座にFXクリエイト株式会社を資本金7,000万円で設立
平成17年12月	金融先物取引業の登録 関東財務局(金商)第66号を受ける 新日本商品株式会社より外国為替部門の分割を受け、FXクリエイト株式会社での営業を開始
平成18年8月	本社を東京都港区新橋に移転
平成18年11月	資本金を2億円に増資
平成19年12月	第一種金融商品取引業の登録 関東財務局(金商)256号を受ける
平成23年5月	資本金を2億800万円に増資
平成23年6月	本社を東京都中央区銀座に移転
平成24年3月	資本金を3億300万円に増資
平成24年11月	第二種金融商品取引業の追加登録を受ける
平成24年12月	東京金融取引所「くりっく365」の取次業務を開始
平成26年3月	店頭外国為替証拠金取引業務終了
平成28年4月	新日本商品株式会社を吸収合併し、クリエイトジャパン株式会社に商号変更。商品先物取引業を開始
平成29年1月	商品先物取引業の許可を更新

② 事業の内容（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(1) 経営組織

当社の経営組織は次の通りです。



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は商品先物取引法第 190 条第 1 項に基づき、国内商品市場における取引の委託の取次ぎを受けることのできる商品先物取引業者として、農林水産大臣及び経済産業大臣より、「商品先物取引業」の許可を受けております。

取次先：岡安商事株式会社（東京都中央区）

なお、当社で取引できる商品は以下のとおりです。

取引所名	当社における取扱商品
㈱東京商品取引所	貴金属（金、銀、白金、パラジウム、金ミニ、白金ミニ、金限日、白金限日）、石油（ガソリン、灯油、原油、軽油）、ゴム、農産物・砂糖（とうもろこし、小豆、一般大豆）

ロ、外国商品市場取引に係る業務

該当事項はありません。

ハ、店頭商品デリバティブ取引に係る業務

該当事項はありません。

ニ、国内商品市場における取引を行う業務

自己の計算において国内商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた取引所において行っております。

(b) 兼業業務

金融商品取引法に基づき登録を受けた金融商品取引業者であり、取引所為替証拠金取引「くりっく365」の委託の取次ぎを行っております。(登録番号：関東財務局長(金商)第256号)

取次先：岡安商事株式会社(東京都中央区)

③ 営業所、事務所の状況

名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区銀座三丁目14番13号	03-3543-8181

④ 財務の概要

決算年月 平成30年3月期

(a) 資本金	303,000 千円
(b) 営業収益	760,952 千円
(c) 受取手数料	761,001 千円
(d) トレーディング損益	△49 千円
(e) 経常損益	3,997 千円
(f) 当期純損益	7,557 千円
(g) 純資産額規制比率	254.9 %

⑤ 発行済株式総数

発行済株式総数 10,684,960株 (平成30年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場です。

⑥ 上位 10 位までの株主の氏名等

氏名又は名称	保有株式数	割合
那須 睦子	1,539,500 株	20.88%
島津 嘉弘	1,131,100 株	15.34%
大山 和美	694,080 株	9.41%
河内源八郎	577,960 株	7.84%
平川 政人	508,900 株	6.90%
上野 修子	414,000 株	5.61%
中村鉄太郎	384,600 株	5.21%
野村 嘉久	334,740 株	4.54%
日野 裕治	332,600 株	4.51%
堀川 貢司	247,740 株	3.36%
合計 10名	6,165,220 株	83.65%

⑦ 役員 の 状 況

役職名	氏名	代表権 の有無	常勤・非常勤 の別
代表取締役相談役	島津 嘉弘	有	常勤
代表取締役会長	中村鉄太郎	有	常勤
代表取締役社長	堀川 貢司	有	常勤
取締役副会長	日野 裕治	無	常勤
常務取締役	二ノ宮邦雄	無	常勤
常務取締役	井尾 義夫	無	常勤
取締役	宮田 嗣矢	無	常勤
監査役	野村 嘉久	無	常勤

⑧ 役員及び使用人の数

	役員		使用人	合計
		うち非常勤		
総数	8名	0名	56名	64名
(うち外務員数)	(2名)	(0名)	(41名)	(43名)

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

当期における商品市場は、北朝鮮による弾道ミサイル発射問題そしてトルコ、シリア等における中東問題など、地政学リスクの高まりにより一時的に値を上げる場面も見られました。しかし、それ以外においては、総じて値動きの乏しいボックス圏的な動きが比較的長く続き、市場において活況を呈する場面もあまり見られず、その結果、市場全体の売買高も伸び悩みました。

このような状況のなか、当社における商品先物取引の年間の総売買高は 107,158 枚（前年比 27.3%減）、受取手数料は 261,447 千円（前年比 43.3%減）となりました。

(1) 受取手数料部門

- (a) 国内商品市場取引
261,447 千円（売買高 107,158 枚）
- (b) 外国商品市場取引
該当事項はありません
- (c) 店頭商品デリバティブ取引
該当事項はありません

(2) トレーディング部門

- (a) 国内商品市場取引
△49 千円（売買高 120 枚）
- (b) 外国商品市場取引
該当事項はありません
- (c) 店頭商品デリバティブ取引
該当事項はありません

(3) 外国為替証拠金取引部門

受取手数料	499,553 千円
売買高	336,485 枚

② 取引開始基準

個人顧客に関する取引開始基準（商品先物取引）

クリエイトジャパン株式会社

当社では次に掲げるお申し込みに必要な条件を満たすお客様に限り、お取引口座開設のお申し込みを受け付けております。当社において口座開設審査を行い、審査結果によっては口座開設のご希望に添いかねることもありますのであらかじめご了承ください。

尚、当社における審査の結果、お客様のお取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

1. 商品先物取引のリスクや仕組みについて十分な理解があること。
2. 以下の事項に該当しないこと。該当する場合はお取引ができません。
 - ・ 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - ・ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - ・ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 商品デリバティブ取引を借入れにより行おうとする者
 - ・ 損失が生ずるおそれがある取引を望まない者
 - ・ 過去に恣意的に紛争を惹起した者、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れのある者
 - ・ 反社会的勢力に属する者や関与している者
 - ・ 犯罪収益移転防止法におけるハイリスク取引に該当する者
3. 以下に該当する場合は原則、お取引ができませんが、社内手続きにおいて審査した上でお取引をすることができます。
 - ・ 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等の収入が過半を占め、これにより生計を維持する者
 - ・ 年収500万円以上有しない者
 - ・ 75歳以上の高齢者
 - ・ デリバティブ取引の経験がない者
 - ・ 銀行、農業共同組合、漁業共同組合、信用組合、信用金庫などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者
 - ・ 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社などのノンバンクで直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者
 - ・ 国、地方公共団体その他公益機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者
 - ・ 民間企業等の経理、財務担当で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに関わる者

以上

附則

本規則は、取締役会の決議にて改廃する。

平成28年4月1日より実施

③ 顧客数

顧客数 3 1 5 名 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,655,379	流動負債	2,143,617
現金及び預金	462,650	預り証拠金	1,906,064
預託金	17,500	未払金・未払費用	28,252
金銭の信託	21,000	未払法人税等	4,363
差入保証金	1,150,068	未払消費税等	12,280
委託者先物取引差金	151,632	賞与引当金	6,209
未収入金	2,794	訴訟損失引当金	20,000
短期貸付金	2,844	その他	166,446
その他	846,889		
		固定負債	73,313
		退職給付引当金	73,313
固定資産	111,746	特別法上の準備金	16,352
有形固定資産	24,939	商品取引責任準備金	15,700
建物	13,652	金融商品取引責任準備金	652
器具及び備品	7,805		
土地	3,481	負債合計	2,233,283
		純資産の部	
		株主資本	533,842
無形固定資産	2,335	資本金	303,000
ソフトウェア	2,335	資本剰余金	364,828
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	264,828
投資その他の資産	84,471	利益剰余金	31,157
投資有価証券	10,921	利益準備金	23,600
長期未収債権	56,255	その他利益剰余金	7,557
長期差入保証金	63,830	繰越利益剰余金	7,557
長期貸付金	2,519		
その他	7,200	自己株式	△ 165,143
貸倒引当金	△ 56,255		
		純資産合計	533,842
資産合計	2,767,125	負債・純資産合計	2,767,125

(注) 記載金額については、千円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

損益計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		760,952
受 取 手 数 料 収 入	761,001	
売 買 損 益	△ 49	
営 業 費 用		738,775
販売費及び一般管理費	738,775	
営 業 利 益		22,176
営 業 外 収 益		1,354
受 取 利 息 及 び 配 当 金	115	
そ の 他	1,238	
営 業 外 費 用		19,533
そ の 他	19,533	
経 常 利 益		3,997
特 別 利 益		4,600
商品取引責任準備金戻入額	4,600	
特 別 損 失		197
金融商品取引責任準備金繰入額	197	
税 引 前 当 期 純 利 益		8,400
法人税・住民税及び事業税		842
当 期 純 利 益		7,557

(注) 記載金額については、千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月 31日

(単位:千円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	303,000	100,000	336,182	436,182	23,600	△ 63,909	△ 40,309	△ 162,143	536,729	536,729
当期変動額										
欠損金の填補(注1)			△ 63,909	△ 63,909		63,909	63,909		—	—
剰余金の配当(注1)			△ 7,444	△ 7,444					△ 7,444	△ 7,444
当期純利益						7,557	7,557		7,557	7,557
自己株式の取得								△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000
当期変動額合計	—	—	△ 71,354	△ 71,354	—	71,467	71,467	△ 3,000	△ 2,887	△ 2,887
当期末残高	303,000	100,000	264,828	364,828	23,600	7,557	31,157	△ 165,143	533,842	533,842

(注1) 平成29年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(注2) 記載金額については、千円未満を切り捨てて表示しております。

④ 個別注記表

計算書類作成の基本となる重要な事項の注記

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産については3年間で均等償却しております。

無形固定資産・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(b) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(c) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(d) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法46条の5の規定に基づき計上しております。

(e) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるための引当で、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(f) 訴訟損失引当金

現在係争中の損害賠償訴訟について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産

預託金 17,500 千円

投資有価証券 9,921 千円

上記に対応する債務

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

70,882 千円

3. 取締役に対する金銭債権

短期金銭債権 2,338 千円

長期金銭債権 1,548 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 10,684,960 株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 3,315,000 株

3. 当事業年度中に行った剰余金の分配に関する事項

平成 29 年 6 月 19 日の第 12 期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額 7,444,960 円

2) 配当の原資 資本剰余金

3) 1 株当たり配当額 1.0 円

4) 基準日 平成 29 年 3 月 31 日

5) 効力発生日 平成 29 年 6 月 19 日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、退職給付引当金の否認額等ですが、全額評価性引当額としているため、繰延税金資産の計上は行っておりません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入による方針です。

委託者に係る差入保証金・委託者先物取引差金・預り証拠金については、相場変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内管理規則に沿って委託者ごとに日々把握する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	462,650	462,650	—
(2) 差入保証金	1,150,068	1,150,068	—
(3) 委託者先物取引差金	151,632	151,632	—
(4) 預り証拠金	(1,906,064)	(1,906,064)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)差入保証金、(3)委託者先物取引差金、(4)預り証拠金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	72 円 43 銭
1 株当たり当期純利益	1 円 2 銭

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

当期純利益	7,557 千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
<hr/>	
普通株式に係る当期純利益	7,557 千円
普通株式期中平均株数	7,407,555 株

重要な係争案件に関する注記

当社の委託者、株式会社エクチャーその他 1 名との係争中の商品先物取引における損害賠償請求訴訟に対する判決が、平成 29 年 5 月 10 日に東京地方裁判所より言い渡されました。

両者に対して合計 61,188 千円及び平成 25 年 10 月 2 日から支払済までの年 5%の金員を支払う判決でありました。当社としては当該判決には事実誤認等があり、これを不服として、東京高等裁判所に控訴手続きを行いました。控訴審においては、当社の主張が認められるべく、顧問弁護士と協議中です。

当社は、一審判決に至る経緯を考慮し、訴訟損失引当金として 2,000 万円を計上済みです。

また、その後の状況に変化が見られないため、訴訟損失引当金計上額の変更はありません。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

以 上